

小・中学校長様

上越市教育委員会学校教育課長

新型コロナウイルス禍における部活動実施上の留意事項について（通知）
（令和4年2月3日時点）

このことについて、令和4年1月20日付け事務連絡で通知したところですが、県教育委員会は、別添の令和4年2月1日付教保第694号「体育授業及び部活動実施上の留意事項について（通知）（令和4年2月3日時点）」を送付しました。当市においても新型コロナウイルス感染症が急拡大していることから、現時点での感染状況をレベル2の拡大局面と捉え、「感染リスクの高い活動」を停止することとします。

については、部活動においても、当面の間、下記の内容の遵守と、徹底した感染症対策を講ずるようお願いします。

記

1 感染対策防止について

- 「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」は、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高いことから行わないこと。
- 体育館など屋内で活動する場合は、「大声を出しての活動」や「呼吸が激しくなるような運動」、「近距離で行う合唱及び管楽器演奏」などを避けること。
- 活動中もマスクの着用を希望する生徒についてはその意向を尊重することとし、着用して参加する場合は、マスクを着用していても苦しくない負荷での運動に限ること。それでも呼吸が苦しくなった時には、遠慮せずに集団から離れた場所でマスクを外し、呼吸を整えるように指導すること。

参考【R4.1.20付事務連絡（一部抜粋）】

- 運動部では、近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼吸を伴う活動について、実施する回数や時間を必要最小限とすること。また、身体活動を伴わない時間帯や、呼吸が荒くならない程度の低負荷のトレーニング中においてはマスク着用を徹底し、練習開始時や終了時の挨拶、活動中の応援等についても、極力発声を控えること。
- 文化部では、これまで吹奏楽や合唱活動等による感染拡大事例が複数件確認されていることを踏まえ、特に管楽器演奏や発声を行う活動について、実施する回数や時間を必要最小限とすること。また活動全体において、例えば人と人との距離について、ガイドラインに示された基準を上回る距離を確保するなど、より慎重な対応を行うこと。

【全体を通じての留意事項及び対応の具体例】

- 活動場所の換気を定期的（可能なら常時）に行うこと。
- 集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空けて行うこと。
- 活動の前後における着替えや移動、教師による説明場面やグループでの話し合い、用具の準備や後片付けのときなどはマスクの着用を徹底すること。

- 更衣室、部室等の利用については、一斉に利用することは避け、短時間の利用とすること。
- 器具や用具を共用する場合は、使用前後の手洗い、手指消毒を徹底すること。
- 以上の対応については、生徒だけに任せるのではなく、教師が活動の状況を確認し、必要に応じて指導すること。

3 その他

- その他の留意事項については、令和4年1月20日付事務連絡「新型コロナウイルス禍における部活動実施上の留意事項について（通知）（令和年1月21日時点）」を参照すること。
- 「感染リスクの高い活動」については、令和3年8月24日付上教学第4311号「新学年に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について（通知）」の「各教科における感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」に準じることとする。

参考

【R3.8.24日付「新学年に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」より】

「各教科における感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」

（「★」はこの中でも特にリスクの高いものを指す）。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

【担当】指導主事 曾根原 至

TEL 025-545-9253 ツー音 (1120)

E-mail itasone@jorne.or.jp